

令和5年度

災害ボランティア活動の促進に関して講じた  
施策の実施状況及び成果に関する報告書

令和6年6月

茨城県

この「災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書」は、茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例（令和2年茨城県条例第59号）第13条第1項の規定に基づく報告書です。

報告書の作成に当たっては、同条例第7条から第12条まで及び第14条の規定に沿って、令和4年度の施策や取組を整理しています。

茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例（抄）  
（年次報告）

第13条 知事は、毎年度、災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

## 目 次

1 条例の基本事項	・ ・ ・ ・ ・	1
2 条例の概要・施策体系図・維持体制等		
（1）条例の概要・施策体系図	・ ・ ・ ・ ・	1
（2）推進体制	・ ・ ・ ・ ・	2
（3）条例制定後の主な取組	・ ・ ・ ・ ・	3
3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組		
（1）事業者の協力	・ ・ ・ ・ ・	5
（2）相互の連携強化	・ ・ ・ ・ ・	6
（3）人材の育成及び確保	・ ・ ・ ・ ・	7
（4）被災者の支援の迅速かつ適切な実施	・ ・ ・ ・ ・	13
（5）県外における災害ボランティア活動に対する支援	・ ・ ・ ・ ・	20
（6）普及啓発	・ ・ ・ ・ ・	21
（7）推進体制の整備等	・ ・ ・ ・ ・	23
（参考）		
茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例	・ ・ ・ ・ ・	25

# 議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

## 1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例		
担当課(室)	福祉政策課	公布日	令和2年12月18日
報告の根拠	第13条第1項(年次報告)		

## 2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

### (1) 条例の概要・施策体系図

#### 1 目的(第1条)

災害ボランティア活動の促進に係る施策の基本事項を定め、県、市町村及び社会福祉協議会(以下これらを「行政等」という。)、災害ボランティアその他の災害ボランティア活動に関わる多様な主体の連携体制を構築

○災害ボランティア活動の促進  
○被災者の支援の充実

県民が安心して暮らすことができる社会の実現

#### 2 定義(第2条)

- 災害：暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害
- 災害ボランティア活動：被災者を支援するためのボランティア活動及び当該ボランティア活動を円滑に行うためのボランティア活動
- 災害ボランティア：災害ボランティア活動を行う個人又は団体
- 災害ボランティアセンター：災害ボランティアの募集、災害ボランティア活動の場所以る情報提供その他の災害ボランティア活動の円滑な実施に係る支援を目的として社会福祉協議会が設置する組織
- 社会福祉協議会：社会福祉法に規定する市町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会であって、県の区域内で事業を行う者
- 学校：学校教育法に規定する小、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)
- 自主防災組織等：災害対策基本法に規定する自主防災組織、消防団、水防団、防災士、その他地域において防災活動を行う団体又は個人

#### 3 基本理念(第3条)

- ・災害ボランティア活動は、相互扶助の精神に基づく自発的な活動
- ・被災者の意向並びに災害ボランティアの自主性及び自立性の尊重
- ・行政等と被災者とボランティアとの信頼関係の下に連携及び協力を図る。

- ・被災者の権利利益の保護
- ・災害ボランティアの生命及び身体の安全の確保

被災者支援の充実

- ・被災者の支援に関する的確な情報の収集及び提供

#### 4 県の責務と県民等の役割等(第4条―第8条)

県の責務と関係者の役割を明確化(県、県社協、市町村・市町村社協、災害ボランティア、県民、事業者)

#### 5 基本的施策(第8条―第15条)

##### (1) 連携強化(第8条)(再掲)

- 市町村、社会福祉協議会及び災害ボランティア相互の連携協力による施策の策定・実施
- 災害ボランティアセンターの設置運営に係る役割・費用分担の明確化

##### (2) 人材育成・確保(第9条)

- 被災者支援に関する専門的知識を要する人材の育成
- 学校による災害ボランティア活動に関する体験の機会の提供、自主防災組織等との交流などの教育活動の実施

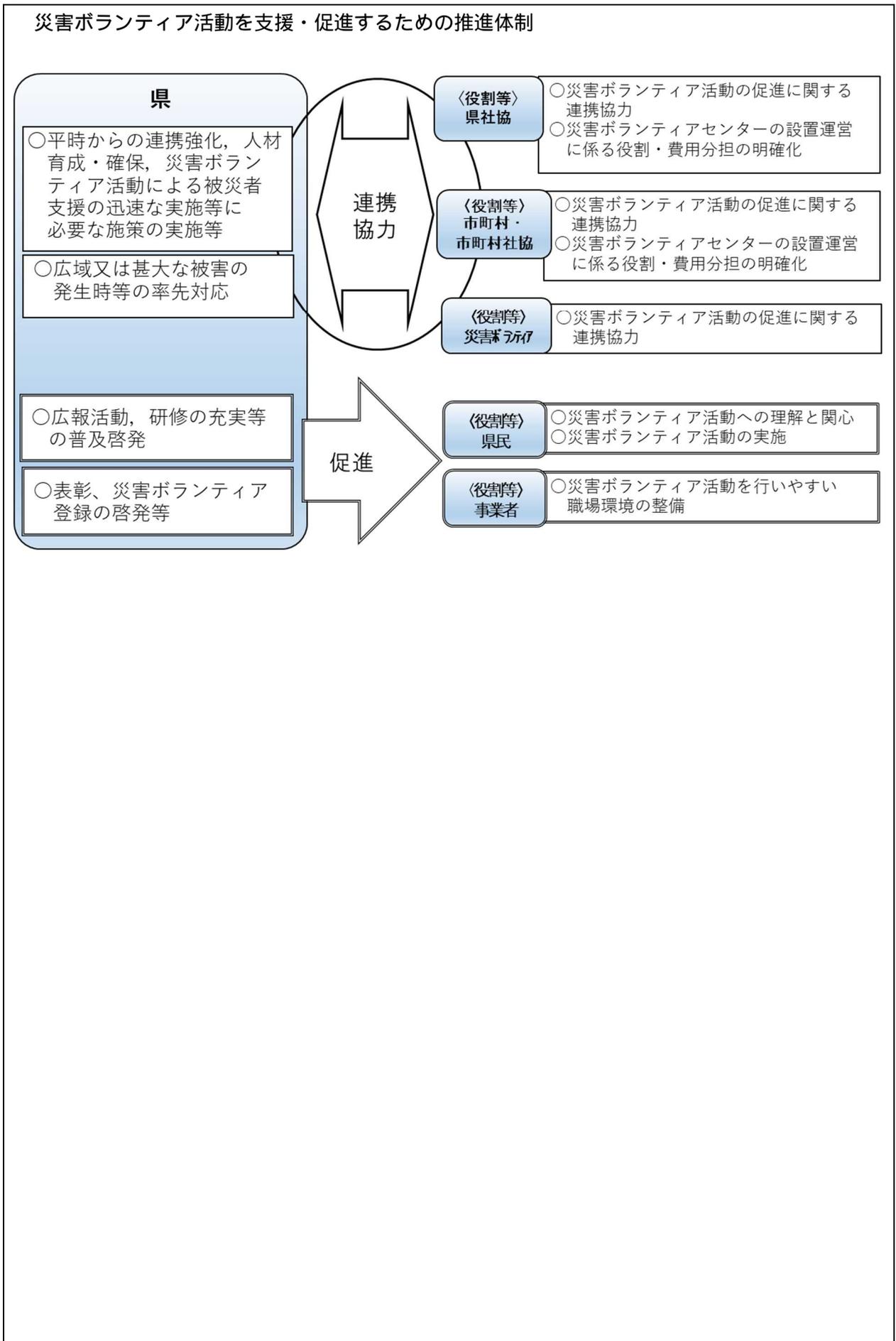
##### (3) 被災者の支援の迅速かつ適切な実施(第10条)

- 災害ボランティア活動に関する連絡調整など、災害ボランティア活動の円滑な実施に資する活動を行う団体の育成又は体制の整備
- ボランティアセンターの設置運営や、災害ボランティア活動による被災者支援に係る研修・訓練の実施
- 資機材の確保に関する援助など、災害ボランティアがその活動を行いやすい環境整備に対する支援
- 災害ボランティア活動に際しての個人情報保護など、被災者の権利利益の保護や、感染症の予防など、災害ボランティアの安全確保

##### (4) その他

- 県外における災害ボランティア活動に対する支援(第11条)
- 県民に対する広報活動、研修の充実その他の普及啓発(第12条)
- 施策の実施状況及び成果に係る議会への年次報告、報告の公表(第13条)
- 条例の施策を総合かつ計画的に推進するための体制の整備、基金の設置その他の必要な措置(第14)
- 必要な財政上の措置(第15条)

## (2) 推進体制



(3) 条例制定後の主な取組

1 人材の育成及び確保

災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できる人材の育成

(1) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

年度	開催回数	参加者数	開催市町村
R3	1	55人	下妻市他4市で実施
R4	5	216人	龍ヶ崎市他4市町で実施
R5	5	309人	水戸市他4市町で実施

(2) 災害初動期対応チームの育成

災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員で、養成研修の修了者によりチームを構成。災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣し、センターの設置・運営を担っている。

年度	メンバー養成研修(修了人数)	年度末チーム登録者数
R3	46人	90人
R4	29人	117人
R5	47人	164人

(3) 「いばらき防災大学」における地域防災リーダーの養成

【「いばらき防災大学」開催状況】

年度	R3	R4	R5
受講者数(修了者数)	136人(133人)	226人(216人)	271人(267人)

2 被災者支援の迅速かつ適切な実施

(1) 茨城県災害ボランティア登録の推進

平時から予め災害ボランティアを登録し、災害時には登録者に対して災害ボランティアセンター開設情報など、活動に必要な情報を提供

【年度末登録件数】

年度	個人登録	団体登録
R3	338人	
R4	593人	26団体
R5	1,056人	95団体

個人：R3年9月～、団体：R4年度～

R6年4月末現在：個人登録1,084人、団体登録97団体

(2) 企業等に対する登録推進の働きかけ

市町村、社会福祉協議会との連携により、県内企業や地域団体等に対して、災害ボランティア登録の推進と災害時の参加協力、ボランティア休暇制度の導入依頼などについて働きかけを実施

(3) 災害ボランティアセンターの運営を効率化するシステムの運用

災害ボランティアと被災者ニーズのマッチングを円滑化するシステム(いばらき型災害ボランティアセンター運営システム(IVOS))を運用し、災害ボランティアセンターを効率的に運営(令和3年10月~)

【IVOS 操作研修の実施】

年度	R4	R5
実施回数	7	9

(4) 台風第2号及び第13号に伴う災害ボランティアの活動実績

区分	市町村名	期間	延べ活動人数	被災者ニーズ 対応件数
台風第2号	取手市	R5/6/5~7/3	1,045人	274件
台風第13号	日立市	R5/9/11~10/9	2,310人	182件
	高萩市	R5/9/9~10/1	2,041人	234件
	北茨城市	R5/9/9~10/1	1,330人	156件
	計	-	5,681人	572件

3 普及啓発

(1) 「災害ボランティア活動」出前講座の実施

年度	R3	R4	R5
実施回数	5	6	9

令和5年度実施先  
 県老人クラブ連合会、かすみがうら  
 市民生委員児童協議会連合会、市町村  
 社会福祉協議会(桜川市、境町)等

(2) インターネットによる災害ボランティア関連情報の提供

- ・特設サイト「災ボラ STANDBY(スタンバイ)」における災害ボランティア募集、募金などの各種情報発信
- ・災害ボランティア登録者へのメールによる情報発信
- ・県内事業者への啓発メールの配信

特設サイト災ボラ STANDBY



4 推進体制の整備等

茨城県災害ボランティア活動支援基金を設置し、特設サイトでのPRや企業版ふるさと納税の活用等により寄附金を募集し、災害ボランティアの活動環境を整備

【寄附実績】

年度	R3	R4	R5
寄附総額	19,596千円	20,035千円	24,864千円
寄附件数	301件	240件	656件

【活用内容】

- ・災害ボランティアの作業用資機材の購入経費
- ・災害ボランティアの輸送手段の確保に要する経費
- ・いばらき型災害ボランティアセンター運営システム(IVOS)の運用経費

### 3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

#### (1) 事業者の協力(第7条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 ボランティア休暇制度導入に関する啓発	県	<p>&lt;実施状況&gt;</p> <p>(1) 県ホームページ及び特設サイト「災ボラ STANDBY(スタンバイ)」における啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページ及び特設サイト「災ボラ STANDBY」において、引き続き「ボランティア休暇制度の導入」に係る広報・啓発を行った。</li> </ul> <p>(2) ボランティア休暇制度の啓発用チラシ(電子チラシ)の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者向けに作成したボランティア休暇制度導入の啓発用チラシを県ホームページなどで公開・周知した。</li> </ul> <p>(3) 県内事業者への啓発メールの配信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県産業戦略部メールマガジンに登録する事業者等(約850者)に対し、ボランティア休暇導入の啓発に関する電子メールを配信した。</li> </ul> <p>(4) 県内事業者への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等と連携し、県内事業者に対して、ボランティア休暇制度の導入依頼等の働きかけを実施</li> </ul> <p>&lt;成果&gt;</p> <p>ホームページ等による啓発により、県内事業者に対して、「従業員が災害ボランティア活動を行いやすい職場環境」という視点からのボランティア休暇制度導入の必要性等について、理解促進を図ることができた。</p> <p>(福祉部 福祉政策課)</p>	
【今後の取組】 ボランティア休暇制度導入に関する啓発	県	<p>県内事業者の従業員が災害ボランティア活動に参加しやすい職場環境の整備を促進するため、県内事業者におけるボランティア休暇制度導入に関する広報・啓発を行う。</p>	

( 2 ) 相互の連携強化 ( 第 8 条関係 )

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [ 千円 ]
			今年度 当初予算額 [ 千円 ]
【前年度の実施状況及び成果】 災害ボランティアセンター設置・運営に関する役割分担等の明確化の推進	県 ・ 県社会福祉協議会 ・ 市町村 ・ 市町村社会福祉協議会	<p>&lt; 実施状況 &gt;</p> <p>市町村と社会福祉協議会の役割や費用分担を明確にするため、市町村を個別訪問して協定締結を働きかけるとともに、協定内容に関して、市町村からの相談に随時、助言や先行事例の紹介などを行った。</p> <p>&lt; 成 果 &gt;</p> <p>令和 5 年度、新たに 9 市町において、市町村社会福祉協議会との災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定が締結され、協定締結済みの市町村は 27 市町村となった。</p> <p>( 福祉部 福祉政策課 )</p>	
【今後の取組】 災害ボランティアセンター設置・運営に関する役割分担等の明確化の推進	県 ・ 県社会福祉協議会 ・ 市町村 ・ 市町村社会福祉協議会	<p>災害発生時、被災地において、災害ボランティアの活動を被災者につなぐ役割を担う災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるよう、引き続き市町村と社会福祉協議会との協定締結を促進する。</p>	

(3) 人材の育成及び確保(第9条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]																																			
			今年度 当初予算額 [千円]																																			
<p>【前年度の実施状況及び成果】</p> <p>災害ボランティアセンター設置・運営に係る人材の育成</p>	<p>県 ・ 県社会福祉協議会</p>	<p>&lt;実施状況&gt;</p> <p>(1)災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開催日</th> <th>開催地</th> <th>実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>11月19日</td> <td>大子町</td> <td>参加者：43人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>12月16日</td> <td>常総市</td> <td>参加者：33人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1月20日</td> <td>古河市</td> <td>参加者：110人</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1月25日</td> <td>那珂市</td> <td>参加者：20人</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1月27日</td> <td>水戸市</td> <td>参加者：103人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)災害初動期対応チームの育成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修区分</th> <th>開催日</th> <th>主な研修内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">メンバー養成研修 (2日間)</td> <td>7/27</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害VC(ボランティアセンター)運営支援の心構え</li> <li>・災害VCにおける情報発信、管理の重要性</li> <li>・社協が災害支援に取り組む意義と求められる役割 など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>8/29</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社協、行政、NPO等との連携・協働の意義</li> <li>・オール茨城の支援体制構築の必要性</li> <li>・講師陣による意見交換 など</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ステップアップ研修 (全体研修)</td> <td>3/4</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害VCにおけるITCの活用と実践</li> <li>・社協における災害への備えと被災者支援</li> <li>・平時の地域づくり等の重要性 など</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		開催日	開催地	実施状況	1	11月19日	大子町	参加者：43人	2	12月16日	常総市	参加者：33人	3	1月20日	古河市	参加者：110人	4	1月25日	那珂市	参加者：20人	5	1月27日	水戸市	参加者：103人	研修区分	開催日	主な研修内容	メンバー養成研修 (2日間)	7/27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害VC(ボランティアセンター)運営支援の心構え</li> <li>・災害VCにおける情報発信、管理の重要性</li> <li>・社協が災害支援に取り組む意義と求められる役割 など</li> </ul>	8/29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協、行政、NPO等との連携・協働の意義</li> <li>・オール茨城の支援体制構築の必要性</li> <li>・講師陣による意見交換 など</li> </ul>	ステップアップ研修 (全体研修)	3/4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害VCにおけるITCの活用と実践</li> <li>・社協における災害への備えと被災者支援</li> <li>・平時の地域づくり等の重要性 など</li> </ul>	3,776千円
			開催日	開催地	実施状況																																	
		1	11月19日	大子町	参加者：43人																																	
		2	12月16日	常総市	参加者：33人																																	
		3	1月20日	古河市	参加者：110人																																	
		4	1月25日	那珂市	参加者：20人																																	
		5	1月27日	水戸市	参加者：103人																																	
		研修区分	開催日	主な研修内容																																		
		メンバー養成研修 (2日間)	7/27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害VC(ボランティアセンター)運営支援の心構え</li> <li>・災害VCにおける情報発信、管理の重要性</li> <li>・社協が災害支援に取り組む意義と求められる役割 など</li> </ul>																																		
			8/29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協、行政、NPO等との連携・協働の意義</li> <li>・オール茨城の支援体制構築の必要性</li> <li>・講師陣による意見交換 など</li> </ul>																																		
ステップアップ研修 (全体研修)	3/4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害VCにおけるITCの活用と実践</li> <li>・社協における災害への備えと被災者支援</li> <li>・平時の地域づくり等の重要性 など</li> </ul>																																				
<p>&lt;成果&gt;</p> <p>災害ボランティアセンター設置・運営訓練について、令和5年度は県内5か所で実施し、同訓練の実施により、各社会福祉協議会の職員の災害ボランティアセンターの設置・運営に関する基礎の習得が図られたとともに、参加した市町、県及び市町村社会福祉協議会、地元のボランティア団体</p>																																						

		<p>等の連携体制が強化された。</p> <p>また、災害初動期対応チームの育成のため、メンバー養成研修及びステップアップ研修を開催した。</p> <p>メンバー養成研修においては、全課程を修了した 47 人を災害初動期対応チームのメンバーとして新たに登録し、同チームの派遣体制が増強された（令和 5 年度末時点の登録者数：164 人）。</p> <p>ステップアップ研修においては、コロナ禍における支援活動事例、社協における災害への備えと被災者支援、平時の地域づくり等の重要性などを学ぶことで、災害ボランティアセンターの設置・運営時におけるメンバーの認識の深化を図ることができた。</p> <p style="text-align: right;">（福祉部 福祉政策課）</p>	
<p>【今後の取組】 災害ボランティアセンター設置・運営に係る人材の育成</p>	<p>県 ・ 県社会福祉協議会</p>	<p>災害時、被災地において災害ボランティアセンターの設置・運営を円滑に行えるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営の主体となる市町村社会福祉協議会の職員や、運営を手伝う地域の支援団体などを対象に、同センターの設置・運営の流れについてのシミュレーション訓練等を実施する。</p> <p>また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チーム」を育成する。</p>	<p>3,776 千円</p>

<p>【前年度の実施状況及び成果】 「いばらき防災大学」における講義</p>	<p>県</p>	<p>&lt;実施状況&gt; 災害ボランティアに関する知識や心構えについて講義をすることで、被災者の支援に関する知識を有する人材の育成を図ることができた。 令和5年度「いばらき防災大学」開催状況</p> <table border="1" data-bbox="603 353 1249 566"> <thead> <tr> <th>開催</th> <th>開 講 期 間</th> <th>受 講 者 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水戸会場</td> <td>全3日間(9/24、10/1、10/29)</td> <td>140人 (修了138人)</td> </tr> <tr> <td>土浦会場</td> <td>全3日間(11/12、12/9、12/10)</td> <td>131人 (修了129人)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="603 613 1249 1265"> <thead> <tr> <th>受講対象者</th> <th>講義の主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           原則として県内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。            なお、定員を超える応募があった場合は、以下の優先順位により受講を認める。            地域での防災活動に従事する意思がある者            自主防災組織等に属し、地域で防災活動に従事する者            市町村、企業等で防災関連の業務に従事する者         </td> <td>           茨城県の防災・危機管理行政の概要、耐震診断と補強、家具等の転倒・落下防止対策、自然災害と損害保険、気象庁ワークショップ、被害想定とハザードマップ、気象情報の利活用、災害とボランティア活動、風水害と土砂災害の仕組み及び対策、地震と津波の仕組みと被害及び対策、身近でできる防災対策、自主防災組織と地区防災計画、放射線の基礎知識、防災士の役割 など         </td> </tr> </tbody> </table> <p>いばらき防災大学</p> <p>自主防災組織等のリーダーとして活動できる人材を養成することにより、県民の自助・共助の精神に基づく災害に強い地域づくりや、自主防災組織等の新規結成及び長期的に安定した組織活動を支援するため、「防災」について総合的に学ぶ機会を提供するもの</p> <p>&lt;成 果&gt; 災害ボランティアに関する知識や心構えについて講義をすることで、被災者の支援に関する知識を有する人材の育成を図ることができた。 (防災・危機管理部 防災・危機管理課)</p>	開催	開 講 期 間	受 講 者 数	水戸会場	全3日間(9/24、10/1、10/29)	140人 (修了138人)	土浦会場	全3日間(11/12、12/9、12/10)	131人 (修了129人)	受講対象者	講義の主な内容	原則として県内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。 なお、定員を超える応募があった場合は、以下の優先順位により受講を認める。 地域での防災活動に従事する意思がある者 自主防災組織等に属し、地域で防災活動に従事する者 市町村、企業等で防災関連の業務に従事する者	茨城県の防災・危機管理行政の概要、耐震診断と補強、家具等の転倒・落下防止対策、自然災害と損害保険、気象庁ワークショップ、被害想定とハザードマップ、気象情報の利活用、災害とボランティア活動、風水害と土砂災害の仕組み及び対策、地震と津波の仕組みと被害及び対策、身近でできる防災対策、自主防災組織と地区防災計画、放射線の基礎知識、防災士の役割 など	<p>2,782 千円</p>
開催	開 講 期 間	受 講 者 数														
水戸会場	全3日間(9/24、10/1、10/29)	140人 (修了138人)														
土浦会場	全3日間(11/12、12/9、12/10)	131人 (修了129人)														
受講対象者	講義の主な内容															
原則として県内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。 なお、定員を超える応募があった場合は、以下の優先順位により受講を認める。 地域での防災活動に従事する意思がある者 自主防災組織等に属し、地域で防災活動に従事する者 市町村、企業等で防災関連の業務に従事する者	茨城県の防災・危機管理行政の概要、耐震診断と補強、家具等の転倒・落下防止対策、自然災害と損害保険、気象庁ワークショップ、被害想定とハザードマップ、気象情報の利活用、災害とボランティア活動、風水害と土砂災害の仕組み及び対策、地震と津波の仕組みと被害及び対策、身近でできる防災対策、自主防災組織と地区防災計画、放射線の基礎知識、防災士の役割 など															
<p>【今後の取組】 「いばらき防災大学」における講義</p>	<p>県</p>	<p>地域防災リーダーの養成を目的とし、防災士の資格取得も可能な「いばらき防災大学」において、「災害とボランティア活動」をテーマとした講義を実施する。</p>	<p>2,810 千円</p>													

【前年度の実施状況及び成果】

小中学校等での災害ボランティア活動に関する学習

県  
・  
市町村

<実施状況>

令和5年度における各種学習の実施状況  
(市町村立小・中学校等における実施状況)

区分	条例趣旨の周知	災害等から身を守るための安全確保に向けた学習		
小学校	97.6%	99.6%		
中学校	97.7%	99.1%		
合計	97.6%	99.4%		
区分	ボランティア精神の涵養に資する学習		災害ボランティア活動に関する学習	
	異年齢交流活動・社会参画	ボランティア活動	直接的な体験	自主防災組織等との交流
小学校	93.4%	92.5%	34.6%	36.0%
中学校	91.2%	95.8%	39.3%	19.4%
合計	92.7%	93.6%	36.2%	30.7%

回答校数【小学校：456校、中学校216校、計672校】(義務教育学校15校は小中に重複カウント)

「条例趣旨の周知」は今年度改めて行った学校の割合(R4に全ての学校で周知済み)

異年齢交流活動(小学校)

上級生がリーダーシップを発揮しながら活動するもの。

社会参画(中学校)

福祉施設や社会教育施設等での様々なボランティア活動、幼児や児童、高齢者との交流、障害のある人々などとの交流や共同学習、有意義な社会的活動(地域の行事、防災や防犯、交通安全等)への参加・協力

ボランティア活動

全校美化の行事、地域社会への協力、学校内外のボランティア活動など

災害ボランティア活動に関する直接的な体験

避難所設営体験、防災キャンプ、土のう積み体験、被災地への募金及び物資の支援など  
自主防災組織等との交流

自治会や近隣住民と連携した防災訓練、消防団の指揮による防災体験など

<成果>

各種の学習を通して、児童生徒にボランティア精神の涵養及び防災意識の向上や共助意識の醸成が図られるとともに、災害ボランティア活動に関する理解を促進することができた。

(教育庁学校教育部 義務教育課)

<p>【今後の取組】 小中学校等での 災害ボランティア活動に関する 学習</p>	<p>県</p>	<p>各小中学校等において、災害から身を守り、ボランティア精神の涵養に資するため、防災に関する学習や、ボランティア活動等を通して、進んで奉仕しようとする態度を育てる学習を行うほか、災害ボランティア活動に関する体験の機会の提供、自主防災組織等との交流を行う。</p>																	
<p>【前年度の実施状況及び成果】 「学校安全総合支援事業」における災害ボランティアに関する体験の機会の提供</p>	<p>県 ・ 市町村</p>	<p>&lt;実施状況&gt; 令和5年度実施状況</p> <table border="1" data-bbox="603 546 1262 1227"> <thead> <tr> <th>モデル地域</th> <th>県立結城特別支援学校近隣地域</th> <th>潮来市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拠点校(近隣校)</td> <td>県立結城特別支援学校(小3校、中1校、高1校)</td> <td>潮来市立日の出小学校(小4校、中4校)</td> </tr> <tr> <td>実施内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市と連携した避難所設営体験</li> <li>開催日 12月12日(火)</li> <li>会場 県立結城特別支援学校</li> <li>内容 段ボールベッドの作成や簡易トイレの設置等</li> </ul> </td> <td> <p>防災教室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催日 12月7日(木)</li> <li>会場 潮来市立日の出小学校</li> <li>内容 避難所設営体験やクロスロードを活用した防災教育等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;成果&gt; 避難所設営の体験やクロスロードを活用した防災教育などを通して、児童生徒の「自助」、「共助」の意識醸成やボランティア精神の涵養を図ることができた。 (教育庁学校教育部 保健体育課)</p>	モデル地域	県立結城特別支援学校近隣地域	潮来市	拠点校(近隣校)	県立結城特別支援学校(小3校、中1校、高1校)	潮来市立日の出小学校(小4校、中4校)	実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市と連携した避難所設営体験</li> <li>開催日 12月12日(火)</li> <li>会場 県立結城特別支援学校</li> <li>内容 段ボールベッドの作成や簡易トイレの設置等</li> </ul>	<p>防災教室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催日 12月7日(木)</li> <li>会場 潮来市立日の出小学校</li> <li>内容 避難所設営体験やクロスロードを活用した防災教育等</li> </ul>	<p>1,997千円</p>							
モデル地域	県立結城特別支援学校近隣地域	潮来市																	
拠点校(近隣校)	県立結城特別支援学校(小3校、中1校、高1校)	潮来市立日の出小学校(小4校、中4校)																	
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市と連携した避難所設営体験</li> <li>開催日 12月12日(火)</li> <li>会場 県立結城特別支援学校</li> <li>内容 段ボールベッドの作成や簡易トイレの設置等</li> </ul>	<p>防災教室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催日 12月7日(木)</li> <li>会場 潮来市立日の出小学校</li> <li>内容 避難所設営体験やクロスロードを活用した防災教育等</li> </ul>																	
<p>【今後の取組】 「学校安全総合支援事業」における災害ボランティアに関する体験の機会の提供</p>	<p>県 ・ 市町村</p>	<p>モデル地域を設定し、地域の特性に応じて災害安全に関する組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、学校安全に関する学校間の連携促進を支援する「学校安全総合支援事業」において、拠点校の生徒に対し、避難所の開設・運営等の体験機会を提供する。</p>	<p>2,027千円</p>																
<p>【前年度の実施状況及び成果】 「災害ボラン</p>	<p>県</p>	<p>&lt;実施状況&gt;</p> <table border="1" data-bbox="603 1951 1246 2101"> <thead> <tr> <th></th> <th>出前講座実施校等</th> <th>実施日</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>古河第一高等学校定時制</td> <td>7/7</td> <td>42名</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>茨城県退職公務員連盟</td> <td>9/12</td> <td>30名</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(株)ダイナム</td> <td>9/27</td> <td>30名</td> </tr> </tbody> </table>		出前講座実施校等	実施日	参加者	1	古河第一高等学校定時制	7/7	42名	2	茨城県退職公務員連盟	9/12	30名	3	(株)ダイナム	9/27	30名	
	出前講座実施校等	実施日	参加者																
1	古河第一高等学校定時制	7/7	42名																
2	茨城県退職公務員連盟	9/12	30名																
3	(株)ダイナム	9/27	30名																

ティア活動」出前講座の実施		4	県老人クラブ連合会 (会場：水戸市)	11/22	約 80 名	
		5	県老人クラブ連合会 (会場：つくばみらい市)	12/ 1	約 80 名	
		6	かすみがうら市民生委員 児童委員協議会連合 会	1/22	約 80 名	
		7	桜川市社会福祉協議会	2/29	75 名	
		8	牛久市立下根中学校	2/29	約 180 名	
		9	境町社会福祉協会議	3/3	約 40 名	
		<p>&lt; 成 果 &gt;</p> <p>災害ボランティアの現状や活動内容に対する理解促進及び共助意識の醸成を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課)</p>				
		【今後の取組】 「災害ボランティア活動」出前講座の実施	県	<p>県民の災害ボランティア活動への理解と関心を深めるため、学校や企業などにおいて「災害ボランティア活動」をテーマとした出前講座を実施する。</p>		

(4) 被災者の支援の迅速かつ適切な実施(第10条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]											
			今年度 当初予算額 [千円]											
<p>【前年度の実施状況及び成果】 茨城県防災ボランティアネットワークの活性化</p>	<p>県 ・ 県社会福祉協会</p>	<p>&lt;実施状況&gt; 茨城県防災ボランティアネットワーク(以下「ネットワーク」という)において活動の活性化方針を決定し、具体的な方策等について協議・検討を行った。</p> <p>【活動活性化に関する検討状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>会議名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5/19</td> <td>世話人会</td> <td>                     総会資料の検討                      ・R4年度事業報告                      ・R5年度事業計画(案)                      世話人選出(R5.6.30任期満了に伴う選出)                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6/22</td> <td>総会</td> <td>                     R4年度事業報告                      R5年度事業計画(案)協議                      世話人選出                 </td> </tr> <tr> <td>研修会</td> <td>                     日時：令和5年6月22日(木)                      場所：セシヨウ・ウエルビーイング福祉会館                      講義：最近の被災地支援の状況と県域ネットワークへの期待                      講師：茨城県社会福祉協議会防災活動アドバイザー                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;成 果&gt; ネットワークの活性化に向け、構成団体間において、ネットワークが取り組むべき課題等について活発な意見交換が行われ、活動の活性化方針を決定し、共有することができた。また、研修会等の実施により、活性化に向けた機運醸成が図られた。 (福祉部 福祉政策課)</p>	時期	会議名	内 容	5/19	世話人会	総会資料の検討 ・R4年度事業報告 ・R5年度事業計画(案) 世話人選出(R5.6.30任期満了に伴う選出)	6/22	総会	R4年度事業報告 R5年度事業計画(案)協議 世話人選出	研修会	日時：令和5年6月22日(木) 場所：セシヨウ・ウエルビーイング福祉会館 講義：最近の被災地支援の状況と県域ネットワークへの期待 講師：茨城県社会福祉協議会防災活動アドバイザー	
時期	会議名	内 容												
5/19	世話人会	総会資料の検討 ・R4年度事業報告 ・R5年度事業計画(案) 世話人選出(R5.6.30任期満了に伴う選出)												
6/22	総会	R4年度事業報告 R5年度事業計画(案)協議 世話人選出												
	研修会	日時：令和5年6月22日(木) 場所：セシヨウ・ウエルビーイング福祉会館 講義：最近の被災地支援の状況と県域ネットワークへの期待 講師：茨城県社会福祉協議会防災活動アドバイザー												
<p>【今後の取組】 茨城県防災ボランティアネットワ</p>	<p>県 ・ 県社会福祉協議会</p>	<p>災害時に被災者支援活動等を行う県内の23団体で構成されるネットワークが、災害時に県内外から集まり活動する多様な支援団体等の連絡調整・活動調整などを担える組織になることを目指し、ネットワークの活動の活性化を促進していく。</p>												

<p>ークの活性化</p>									
<p>【前年度の実施状況及び成果】 茨城県災害ボランティア登録制度の整備</p>	<p>県</p>	<p>&lt;実施状況&gt; 【登録手続等の概要】</p> <table border="1" data-bbox="639 309 1267 734"> <tr> <td data-bbox="639 309 815 510">登録対象者</td> <td data-bbox="815 309 1267 510"> <p>【個人登録】*令和3年9月～15歳以上の住民（県民に限らず、県外住民も登録可） 【団体登録】*令和4年度～2名以上</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 510 815 629">登録方法</td> <td data-bbox="815 510 1267 629"> <p>オンライン上で個人登録、団体登録それぞれの「登録フォーム」への入力・送信により登録</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="639 629 815 734">登録有効期間</td> <td data-bbox="815 629 1267 734"> <p>なし</p> </td> </tr> </table> <p>* R4年度までは年度更新、R5年度から年度更新(毎年度登録)を廃止</p> <p>&lt;成果&gt; 【令和5年度末登録状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人登録件数：1,056件</li> <li>・団体登録件数：95件</li> </ul> <p style="text-align: right;">（福祉部 福祉政策課）</p>	登録対象者	<p>【個人登録】*令和3年9月～15歳以上の住民（県民に限らず、県外住民も登録可） 【団体登録】*令和4年度～2名以上</p>	登録方法	<p>オンライン上で個人登録、団体登録それぞれの「登録フォーム」への入力・送信により登録</p>	登録有効期間	<p>なし</p>	
登録対象者	<p>【個人登録】*令和3年9月～15歳以上の住民（県民に限らず、県外住民も登録可） 【団体登録】*令和4年度～2名以上</p>								
登録方法	<p>オンライン上で個人登録、団体登録それぞれの「登録フォーム」への入力・送信により登録</p>								
登録有効期間	<p>なし</p>								
<p>【今後の取組】 茨城県災害ボランティア登録制度の整備</p>	<p>県</p>	<p>災害ボランティア活動に興味がある県民・事業者などを対象に、平常時から予め「茨城県災害ボランティア」の登録を行い、県内で災害が発生した際には、登録者にメールで災害ボランティア募集情報などを情報発信する等により、意欲ある災害ボランティアが県内被災地で迅速かつ円滑に活動できるよう備える。</p> <p>（令和6年度（4月末現在）登録状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人登録件数：1,084件</li> <li>・団体登録件数：97件</li> </ul>							
<p>【前年度の実施状況及び成果】 インターネットを利用した災害ボランティア関連情報の提供</p>	<p>県</p>	<p>&lt;実施状況&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県ホームページにおける情報発信</li> <li>2 特設サイト「災ボラ STANDBY（スタンバイ）」における情報発信</li> </ol> <p>（特設サイトでの情報発信の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県災害ボランティア条例について</li> <li>・災害ボランティア登録について</li> <li>・災害ボランティア活動支援基金について</li> <li>・ボランティア休暇制度について</li> <li>・特集「はじめての災ボラ活動」</li> </ul>							

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外の災害ボランティア募集情報等 (災害ボランティアセンター開設など)</li> <li>・「災害ボランティア活動」出前講座の募集</li> <li>・災害ボランティア関連イベント案内</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>&lt; 成 果 &gt;</p> <p>県ホームページや、災害ボランティア活動に関する様々な情報を集約した「災ボラ STANDBY」において、県民などが本県の災害ボランティア関連情報にアクセスしやすい環境のもと情報提供することができた。</p> <p style="text-align: right;">(福祉部 福祉政策課)</p>									
<p>【今後の取組】</p> <p>インターネットを利用した災害ボランティア関連情報の提供</p>	<p>県</p>	<p>災害ボランティア活動に意欲のある県民などが、災害ボランティア活動に必要な情報を容易に入手できるよう、県ホームページなどにおいて、災害ボランティア活動に関する様々な情報を提供する。</p>									
<p>【前年度の実施状況及び成果】</p> <p>災害ボランティア活動の環境整備に資する事業への助成</p>	<p>県</p>	<p>&lt; 実施状況 &gt;</p> <p>【令和5年度「災害ボランティア活動支援事業費補助金」概要】</p> <table border="1" data-bbox="639 1267 1267 2056"> <tr> <td style="width: 15%;">補助対象事業者</td> <td>社会福祉法人茨城県社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td> <p>補助対(象事業者が実施する災害ボランティア活動支援事業に対し、次の経費を助成する。</p> <p>災害ボランティアの現地作業に要する用具の購入等に要する経費(災害時)</p> <p>災害ボランティアの輸送に関する経費(災害時)</p> <p>災害ボランティアセンターの運営支援に資するシステムの整備・運用に要する経費(平常時)</p> </td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>補助実績(見込)</td> <td> <p>令和5年度：6,059千円</p> <p>現地作業用具等購入経費：676千円</p> <p>輸送に関する経費：1,037千円</p> <p>「いばらき型災害ボランティアセンター-運営支援システム(IVOS)」運用経費：4,346千円</p> </td> </tr> </table>	補助対象事業者	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	補助対象経費	<p>補助対(象事業者が実施する災害ボランティア活動支援事業に対し、次の経費を助成する。</p> <p>災害ボランティアの現地作業に要する用具の購入等に要する経費(災害時)</p> <p>災害ボランティアの輸送に関する経費(災害時)</p> <p>災害ボランティアセンターの運営支援に資するシステムの整備・運用に要する経費(平常時)</p>	補助率	10/10	補助実績(見込)	<p>令和5年度：6,059千円</p> <p>現地作業用具等購入経費：676千円</p> <p>輸送に関する経費：1,037千円</p> <p>「いばらき型災害ボランティアセンター-運営支援システム(IVOS)」運用経費：4,346千円</p>	<p>9,346 千円</p>
補助対象事業者	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会										
補助対象経費	<p>補助対(象事業者が実施する災害ボランティア活動支援事業に対し、次の経費を助成する。</p> <p>災害ボランティアの現地作業に要する用具の購入等に要する経費(災害時)</p> <p>災害ボランティアの輸送に関する経費(災害時)</p> <p>災害ボランティアセンターの運営支援に資するシステムの整備・運用に要する経費(平常時)</p>										
補助率	10/10										
補助実績(見込)	<p>令和5年度：6,059千円</p> <p>現地作業用具等購入経費：676千円</p> <p>輸送に関する経費：1,037千円</p> <p>「いばらき型災害ボランティアセンター-運営支援システム(IVOS)」運用経費：4,346千円</p>										

		<p>&lt; 成 果 &gt;</p> <p>「茨城県災害ボランティア活動支援基金」を活用して構築した「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）」を維持管理するとともに、研修会等での活用を図ることにより、災害ボランティアの活動を円滑かつ効果的に被災者支援につなげるための環境整備を推進することができた。</p> <p>令和5年台風13号災害対応として、ボランティアバス経費（北茨城市災害 VC/高萩市災害 VC 各3日間）に活用した。</p> <p style="text-align: right;">（福祉部 福祉政策課）</p>																																					
<p>【今後の取組】</p> <p>災害ボランティア活動の環境整備に資する事業への助成</p>	<p style="text-align: center;">県</p>	<p>「茨城県災害ボランティア活動支援基金」への寄附金を原資として、災害ボランティア活動の円滑化等に直結する事業に対し補助金を交付することにより、災害ボランティア活動の環境整備を図る。</p>	<p style="text-align: right;">13,013 千円</p>																																				
<p>【前年度の実施状況及び成果】</p> <p>災害ボランティアセンターの運営を効率化するシステムの運用</p>	<p style="text-align: center;">県</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p style="text-align: center;">県社会福祉協議会</p>	<p>&lt; 実施状況 &gt;</p> <p>いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）の概要</p> <p>オンラインによる災害ボランティアの事前受付の導入と災害ボランティアセンター運営に必要な情報（被災者ニーズ情報、案件別活動履歴など）のデータベース化により各種情報を即時共有するシステム。災害ボランティアと被災者ニーズのスムーズなマッチングに有用な情報処理、各種帳票の自動作成、被災者ニーズの地図情報化などの機能を有する。</p> <table border="1" data-bbox="644 1525 1267 2063"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月～</td> <td colspan="2">市町村社協等からの要請により IVOS 操作研修を実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>研修実施日</td> <td>会場</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6/29</td> <td>セキョウ・ウェルビーイング 福祉会館（集合研修）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6/30</td> <td>ワケル土浦（集合研修）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8/1</td> <td>河内町社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8/7</td> <td>水戸市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8/28</td> <td>牛久市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8/30</td> <td>常陸太田市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12/12</td> <td>石岡市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2/17</td> <td>稲敷市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3/2</td> <td>結城市社会福祉協議会</td> </tr> </tbody> </table>	時期	内 容		6月～	市町村社協等からの要請により IVOS 操作研修を実施			研修実施日	会場		6/29	セキョウ・ウェルビーイング 福祉会館（集合研修）		6/30	ワケル土浦（集合研修）		8/1	河内町社会福祉協議会		8/7	水戸市社会福祉協議会		8/28	牛久市社会福祉協議会		8/30	常陸太田市社会福祉協議会		12/12	石岡市社会福祉協議会		2/17	稲敷市社会福祉協議会		3/2	結城市社会福祉協議会	
時期	内 容																																						
6月～	市町村社協等からの要請により IVOS 操作研修を実施																																						
	研修実施日	会場																																					
	6/29	セキョウ・ウェルビーイング 福祉会館（集合研修）																																					
	6/30	ワケル土浦（集合研修）																																					
	8/1	河内町社会福祉協議会																																					
	8/7	水戸市社会福祉協議会																																					
	8/28	牛久市社会福祉協議会																																					
	8/30	常陸太田市社会福祉協議会																																					
	12/12	石岡市社会福祉協議会																																					
	2/17	稲敷市社会福祉協議会																																					
	3/2	結城市社会福祉協議会																																					

		<p>&lt; 成 果 &gt;</p> <p>市町村社会福祉協議会等において IVOS 操作研修を実施し、操作・活用方法の基礎を修得することにより、災害発生時に災害ボランティアセンターへ IVOS を速やかに導入・運用できる体制整備の推進を図ることができた。</p> <p>(福祉部 福祉政策課)</p>	
<p>【今後の取組】</p> <p>災害ボランティアセンターの運営を効率化するシステムの運用</p>	<p>県</p> <p>・</p> <p>県社会福祉協議会</p>	<p>災害ボランティアセンターの運営の効率化を図るため、ICT を活用し、「災害ボランティア」と「被災者ニーズ」のマッチングの円滑化等のための「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム ( IVOS )」の運用等を行う。</p>	
<p>【前年度の実施状況及び施策】</p> <p>台風(2号、13号)に伴う災害ボランティアセンターの活動等に対する支援</p>	<p>県</p> <p>・</p> <p>県社会福祉協議会</p>	<p>&lt; 実施状況 &gt;</p> <p>1 台風第2号に伴う取手市災害ボランティアセンターの活動</p> <p>(1) 災害ボランティアセンター設置期間 6月5日 ~ 7月3日</p> <p>(2) 活動結果 災害ボランティア活動人数：延べ1,045人 ニーズ対応件数：274件</p> <p>(3) 県及び県社会福祉協議会による主な支援内容 災害ボランティアセンター運営への人的・物的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害初動期対応チームの派遣：延べ24人</li> <li>・災害ボランティア用資機材の調達</li> <li>・市町村社会福祉協議会からの応援職員の派遣：延べ132人</li> <li>・マッチング支援システムの運用支援のための県職員の派遣</li> </ul> <p>災害ボランティア募集の周知等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県災害ボランティア登録者へのメール配信</li> <li>・県ホームページや特設ウェブサイトなどを活用した情報発信</li> <li>・市町村や市町村社会福祉協議会、県内 NPO 法人等への協力要請</li> <li>・周辺の大学や高校への個別の協力依頼</li> </ul>	

2 台風第13号に伴う各市災害ボランティアセンターの活動

(1) 災害ボランティアセンター設置期間

高萩市・北茨城市：9月9日～10月1日

日立市：9月11日～10月9日

(2) 活動結果

災害ボランティア活動人数：延べ5,681人

(内訳)

日立市	高萩市	北茨城市	合計
2,310	2,041	1,330	5,681

ニーズ対応件数：489件

日立市	高萩市	北茨城市	合計
182	234	156	572

(3) 県・県社会福祉協議会による主な支援状況

災害ボランティアセンター運営への人的・物的支援

・災害初動期対応チームの派遣(延べ人数)

日立市	高萩市	北茨城市	合計
45	37	39	121

・災害ボランティアセンター長の補佐役として、災害ボランティアの募集や現場の調整などセンター運営に積極的・主導的に関わる専属職員を派遣

・市町村社会福祉協議会からの応援職員の派遣

・災害VC用資機材ストックヤードから資機材の運び出し

災害ボランティア募集の周知等

・茨城県災害ボランティア登録者へのメール配信

・県ホームページや特設ウェブサイトなどを活用した情報発信

・市町村や市町村社会福祉協議会、県内NPO法人等への協力要請

・県内企業、周辺の大学や高校への個別協力依頼

・メディアへの定期的なプレスリリースの実施

・災害ボランティアバスの運行

・県職員及び市町村職員へのボランティア活

		動参加の協力要請	
<p>【今後の取組】</p> <p>県内で発生した災害における災害ボランティアセンターの活動等に対する支援</p>	<p>県</p> <p>・</p> <p>県社会福祉協議会</p>	<p>県内で発生した災害において、被災した市町村の社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置する際に、県及び県社会福祉協議会も一体となって、センターの運営に参画し、災害ボランティアの確保や被災者ニーズとの円滑なマッチング等を支援する。</p>	

( 5 ) 県外における災害ボランティア活動に対する支援 ( 第 1 1 条関係 )

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [ 千円 ]								
			今年度 当初予算額 [ 千円 ]								
<p>【前年度の実施状況及び成果】</p> <p>県外被災地に係る災害ボランティア募集情報等の発信</p>	<p>県</p> <p>・</p> <p>県社会福祉協議会</p>	<p>&lt; 実施状況 &gt;</p> <p>県ホームページ及び特設サイト「災ボラ STANDBY (スタンバイ)」において、令和 5 年度に発生した以下の災害に関し、被災地における「災害ボランティアセンター設置情報」及び「災害ボランティア募集情報」の発信を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象災害</th> <th>時期</th> <th>主な発信内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>令和 6 年能登半島地震</td> <td>1 月</td> <td>災害ボランティアセンター設置情報等 ( 珠洲市、輪島市、七尾市、能都町、穴水町、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、内灘町 )</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt; 成 果 &gt;</p> <p>全国各地で発生した災害における災害ボランティア募集情報等を、県民に向けて速やかに情報発信することにより、県外における被災者支援の迅速かつ適切な実施につなげることができた。 ( 福祉部 福祉政策課 )</p>		対象災害	時期	主な発信内容	1	令和 6 年能登半島地震	1 月	災害ボランティアセンター設置情報等 ( 珠洲市、輪島市、七尾市、能都町、穴水町、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、内灘町 )	
	対象災害	時期	主な発信内容								
1	令和 6 年能登半島地震	1 月	災害ボランティアセンター設置情報等 ( 珠洲市、輪島市、七尾市、能都町、穴水町、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、内灘町 )								
<p>【今後の取組】</p> <p>県外における災害ボランティア活動に対する支援</p>	<p>県</p> <p>・</p> <p>県社会福祉協議会</p>	<p>他県で発生した災害において、現地を訪れてボランティア活動をしたいと考える県民が、活動に必要な情報に容易にアクセスできるよう、県ホームページや特設サイト「災ボラ STANDBY (スタンバイ)」において、県外被災地における災害ボランティアセンターの設置や災害ボランティア募集に係る情報を提供する。</p>									

( 6 ) 普及啓発 ( 第 12 条関係 )

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [ 千円 ]
			今年度 当初予算額 [ 千円 ]
【前年度の実施状況及び成果】 「いばらき学ぼうさい」における啓発	県	<p>&lt;実施状況&gt;</p> <p>令和5年度第1回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日時：令和5年7月8日(土) 10時～16時</li> <li>・開講場所：イオンモールつくば</li> <li>・来場者数：445名</li> <li>・啓発内容：災害ボランティアクイズ、啓発ポスター及び災害ボランティア登録案内掲示、啓発チラシ配布</li> </ul> <p>令和5年度第2回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日時：令和6年3月9日(土) 10時～16時</li> <li>・開講場所：イオンモール水戸内原</li> <li>・来場者数：818名</li> <li>・啓発内容：災害ボランティアクイズ、啓発ポスター及び災害ボランティア登録案内掲示、啓発チラシ配布、能登半島地震義援金募金箱の設置</li> </ul> <p>&lt;成 果&gt;</p> <p>会場に災害ボランティア啓発ブースを設置して、災害ボランティアについて周知したことで、県民の災害ボランティアについての理解と関心を高めることができた。</p> <p>( 防災・危機管理部 防災・危機管理課 )</p>	926 千円
【今後の取組】 「いばらき学ぼうさい」における啓発	県	<p>本県で発生する可能性のある災害への関心や、災害に備えるための備蓄品の重要性など、住民の防災に関する意識向上を図ることを目的に、民間企業と連携して開催する啓発イベント「いばらき学ぼうさい」において、災害ボランティア活動に関する啓発を行う。</p>	926 千円

<p>【前年度の実施状況及び成果】 災害ボランティア活動の啓発イベントへの参加</p>	<p>県</p>	<p>&lt;実施状況&gt; 【啓発イベントの概要】</p> <table border="1" data-bbox="588 212 1197 504"> <tr> <td data-bbox="588 212 708 293">名称等</td> <td data-bbox="708 212 1197 293">名称：「ふれ愛広場イベント」 会場：龍ヶ崎市地域福祉会館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 293 708 342">開催日時</td> <td data-bbox="708 293 1197 342">10月15日 12時～16時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 342 708 504">イベントの主な内容</td> <td data-bbox="708 342 1197 504">文化と福祉を融合させた市民参加型の福祉まつり「ふれ愛イベント」に参加し、「災害ボランティア」についての啓発ブースを出展</td> </tr> </table> <p>&lt;成果&gt; 啓発ブースにおいて、災害ボランティア活動資金基金や登録募集に関するチラシ配布及びアシスト瓦の作成体験教室等により、参加者に対し災害ボランティア活動についての理解と関心を深めることができた。 (福祉部 福祉政策課)</p>	名称等	名称：「ふれ愛広場イベント」 会場：龍ヶ崎市地域福祉会館	開催日時	10月15日 12時～16時	イベントの主な内容	文化と福祉を融合させた市民参加型の福祉まつり「ふれ愛イベント」に参加し、「災害ボランティア」についての啓発ブースを出展	
名称等	名称：「ふれ愛広場イベント」 会場：龍ヶ崎市地域福祉会館								
開催日時	10月15日 12時～16時								
イベントの主な内容	文化と福祉を融合させた市民参加型の福祉まつり「ふれ愛イベント」に参加し、「災害ボランティア」についての啓発ブースを出展								
<p>【今後の取組】 災害ボランティア活動の啓発イベントへの参加</p>	<p>県</p>	<p>災害ボランティア活動に係る啓発イベントに参加し、災害ボランティアについての理解と関心を深めるとともに、共助意識の普及を図る。</p>							

(7) 推進体制の整備等(第14条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 組織体制の整備	県	<p>&lt;実施状況&gt;</p> <p>・専任職員の配置 福祉部福祉政策課に、引き続き災害ボランティア活動の支援・促進を担当する専任職員を配置した。</p> <p>&lt;成果&gt;</p> <p>配置した専任職員を中心に、災害ボランティア活動に関する人材育成や環境整備などの各種施策を推進し、災害ボランティア活動の支援・促進を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課)</p>	
【今後の取組】 組織体制の整備	県	「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」を踏まえ、県として必要な施策を着実に実施していくための推進体制を整備する。	
【前年度の実施状況及び成果】 茨城県災害ボランティア活動支援基金の設置	県	<p>&lt;実施状況&gt;</p> <p>「茨城県災害ボランティア活動支援基金」に係る寄附金を募集するとともに、同基金に関する特設サイトによる広報、NHKデータ放送やツイッター、ショッピングモール等でのチラシ配布などにより、県民等に対して周知を図った。</p> <p>個人からの寄附については、県の「ふるさと納税」サイトから、企業からの寄附については、寄附のインセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」により寄附ができるようにしている。</p> <p>&lt;成果&gt;</p> <p>令和5年度において以下の寄附実績を上げ、災害ボランティア活動支援事業費補助金の原資として活用することにより、災害ボランティア活動の環境整備を図ることができた。</p>	23,401 千円

		<p><b>【令和5年度 寄附実績（見込）】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>寄附総額</td> <td>24,864,200 円 （内訳） 法人 11,042,700 円 個人 13,821,500 円</td> </tr> <tr> <td>寄附件数</td> <td>656 件 （内訳） 法人 10 件、個人 646 件</td> </tr> </table> <p>（福祉部 福祉政策課）</p>	寄附総額	24,864,200 円 （内訳） 法人 11,042,700 円 個人 13,821,500 円	寄附件数	656 件 （内訳） 法人 10 件、個人 646 件	
寄附総額	24,864,200 円 （内訳） 法人 11,042,700 円 個人 13,821,500 円						
寄附件数	656 件 （内訳） 法人 10 件、個人 646 件						
<p><b>【今後の取組】</b> 茨城県災害ボランティア活動支援基金の設置</p>	県	<p>災害ボランティア活動の環境整備を図る事業への助成等に係る原資を確保するとともに、県民・県内事業者等における共助意識の醸成を目的として、「茨城県災害ボランティア活動支援基金」を設置し、広く寄附金を集める。</p>	13,013 千円				

(参考)

## 茨城県条例第59号

### 茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例

人類は、これまで、自然災害により多大の苦難に遭遇してきた。多数の尊い人命が失われ、生活基盤を奪われながらも、強い絆で助け合いながら、その都度、苦難を克服して、新しい時代を切り拓いてきた。

しかるに昨今は、県内においても、これまでに経験したことがないような自然災害が頻発しており、その甚大な被害の前に自然の猛威を改めて思い知らされている。

その中であって、被災の現場に駆け付け、見返りを求めず、被災者支援の要として活動するボランティアの方々の献身的な姿は、被災者に勇気と希望を与え、生活の再建と地域の復興に向けた大きな力となっている。

我々は、災害時におけるボランティアの活動の重要性を改めて認識し、根付かせるため、その活動において直面する課題の解決や知識経験の共有など、災害時におけるボランティアの活動に資する環境を整備していく必要がある。

ここに、災害時において被災者に寄り添い、被災者を支え、そして地域の復興につながる力となるボランティアの活動を一層促進し、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、災害ボランティア活動の促進に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、災害ボランティア活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、県、市町村及び社会福祉協議会（以下これらを「行政等」という。）、災害ボランティアその他の災害ボランティア活動に関わる多様な主体の連携体制を構築し、災害ボランティア活動を促進することにより、被災者の支援の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。
- (2) 災害ボランティア活動 被災者を支援するためのボランティア活動及び当該ボランティア活動を円滑に行うためのボランティア活動をいう。
- (3) 災害ボランティア 災害ボランティア活動を行う個人又は団体をいう。
- (4) 災害ボランティアセンター 被災地の早期の復旧復興を図るため、災害ボランティアの募集、災害ボランティア活動の場所に係る情報提供その他の災害ボランティア活動の円滑な実施に係る支援を目的として社会福祉協議会が設置する組織をいう。

(5) 社会福祉協議会 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会及び同法第110条第1項に規定する都道府県社会福祉協議会であって、県の区域内で事業を行う者をいう。

(6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

(7) 自主防災組織等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織，消防団，水防団，防災士（防災活動に関する知識又は技能に関し，特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人の定める資格を取得した者をいう。）その他地域において防災活動を行う団体又は個人をいう。

（基本理念）

第3条 災害ボランティア活動の促進は，これが相互扶助の精神に基づく自発的な活動であることを鑑み，被災者の意向並びに災害ボランティアの自主性及び自立性が尊重され，行政等と被災者と災害ボランティアとの信頼関係の下に，連携及び協力を図ることを旨として，行われなければならない。

2 災害ボランティア活動の促進に当たっては，被災者の権利利益の保護並びに災害ボランティアの生命及び身体の安全の確保に十分配慮されなければならない。

3 災害ボランティア活動の促進に当たっては，被災者の支援に関する的確な情報の収集及び提供に十分配慮されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は，前条に定める基本理念にのっとり，災害ボランティア活動の促進に関する施策を総合的に策定し，及び実施する責務を有する。

2 県は，平時から，次の事項に関し，必要な施策を講じなければならない。

(1) 行政等及び災害ボランティア相互の連携強化

(2) 災害ボランティア活動に関する人材の育成及び確保

(3) 災害ボランティア活動による被災者の支援の迅速かつ適切な実施

（広域にわたる被害の発生時等における県の対応）

第5条 県は，災害時において，広域にわたる被害又は甚大な被害の発生により災害ボランティアセンターの設置が困難であると認められるときその他災害ボランティア活動による被災者の支援に著しい支障が生じ，又は生じるおそれがあると認められるときは，率先して必要な措置を講じなければならない。この場合において，県は，市町村及び社会福祉協議会の理解と協力を得つつ，これを行うものとする。

（県民の理解）

第6条 県民は，あらゆる機会を通じて災害ボランティア活動についての理解と関心を深めるとともに，それぞれその生活の実情に即して，できる限り，災害ボランティア活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第7条 事業者は、それぞれの事業所の実情に応じて、その従業者が災害ボランティア活動を行いやすい職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 県は、事業者に対する表彰、広報活動その他の前項の整備の促進に関する普及啓発を行うものとする。

(相互の連携強化)

第8条 県は、災害ボランティア活動の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村、社会福祉協議会及び災害ボランティア相互の連携及び協力の下に行うものとする。

2 行政等は、災害時における災害ボランティアセンターの円滑な設置及び運営に資するため、その役割及び費用の分担について、あらかじめ定めておくものとする。

(人材の育成及び確保)

第9条 県は、災害ボランティア活動が被災者の需要に的確に対応したものとなるよう、被災者の支援に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保に努めるものとする。

2 学校は、児童及び生徒が災害と向き合い、助け合いや人との絆の重要性を認識することを通じて、防災意識の向上並びに災害を生き抜く力及び人を支える力の育成を図るため、災害ボランティア活動に関する体験の機会の提供、自主防災組織等との交流その他の教育活動を行うよう努めるものとする。

3 自主防災組織等は、その地域において防災活動を行うことと併せて、災害ボランティア活動に関する気運の醸成に取り組むよう努めるものとする。

4 県は、第2項の活動及び前項の取組を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(被災者の支援の迅速かつ適切な実施)

第10条 県は、災害ボランティア活動による被災者の支援が迅速かつ適切に行われるよう、次の事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。

(1) 災害ボランティア活動に関する連絡調整その他の災害ボランティア活動の円滑な実施に資する活動を行うための団体の育成又は体制の整備に関すること。

(2) インターネットの利用による災害ボランティア活動に関する情報の迅速な収集及び提供その他の災害ボランティア活動の促進に資する情報の収集及び提供に関すること。

(3) 被災地において必要とされる保健医療、復旧復興その他の災害ボランティア活動に資する専門的知識、技術及び経験の活用に関すること。

(4) 災害ボランティアセンターの設置及び運営その他災害ボランティア活動による被災者の支援に係る研修及び訓練の実施に関すること。

(5) 資機材の確保に関する援助その他の災害ボランティアがその活動を行いやすい環境整備に対する支援に関すること。

(6) 災害ボランティア活動に際しての個人情報の保護その他の被災者の権利利益の保護及び感染症の予防その他の災害ボランティアの安全の確保に関すること。

(県外における災害ボランティア活動に対する支援)

第11条 県は、県民が、災害ボランティアとして、県外の被災地においてその活動を行う場合においても、前条の規定に準じて必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(普及啓発)

第12条 県は、県民が災害ボランティア活動についての理解と関心を深めるため、広報活動、研修の充実その他の普及啓発を行うものとする。

(年次報告)

第13条 知事は、毎年度、災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

(推進体制の整備等)

第14条 県は、この条例に基づく災害ボランティア活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、災害ボランティア活動の促進に係る体制の整備、基金の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、災害ボランティア活動の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。